

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年6月から17年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から18年6月まで

申立期間当時、この期間の国民年金保険料については、姉が、私の代わりに市役所で毎年免除申請手続きを行ってくれていた。姉は、まず国民健康保険税の減免申請を行ってから国民年金の免除申請を行っていたので、申立期間について、国民健康保険税は免除されているのに、国民年金が申請免除期間となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その姉が国民健康保険税の減免申請を行った日と同日に国民年金保険料の免除申請を行っていたとしているため、A市に申立人の国民健康保険税の減免状況を照会したところ、平成13年度から16年度までについて全額免除となっているが、書類の保存期限は経過しており、当該期間に係る減免申請が行われた時期は確認できないとの回答を得た。

このため、申立人に係る国民健康保険税の減免申請が、申立期間に係る年度のうち、申立人の国民健康保険税が免除されている年度である平成14年度から16年度までの期間において、いつ行われたと考えられるのか検証する必要があることから、当時の国民健康保険税の減免申請の取扱いについてA市に照会したところ、申立人の場合であれば、A市が指定する証明書を提出することにより、それ以降の同証明書に記載されている期間若しくはその時点から同証明書に記載されている期間を5年間まで遡及した期間について、免除承認を受けることが可能な1回のみ申請を行う方法、又は前年度の所得から該当年度ごとに窓口において減免申請をして免除承認を受ける該当年度ごと

に手続を行う方法があるとしている。そこで申立人に対してA市が指定する証明書の発行履歴があるか調査したところ、平成17年4月18日に1回発行された履歴はあるものの、その使用目的は国民健康保険税の減免申請とは関係の無いものである上、このほかに発行された形跡も確認できなかった。一方、i) 申立人の姉は、平成14年度分から17年度分までの申立人の「国民健康保険税の所得申告について（A市が、国民健康保険税の算出基礎とするため、所得申告を行うよう申立人宛てに通知している文書）」の申告書が切り取られた控えを所持しており、そのいずれにも3月中に申告書を投函した旨の記載があることから、14年度から17年度までについて、申立人の姉は、毎年、申立人の国民健康保険税に係る所得申告書を該当年度の前年度末月の3月に送付していたと判断するのが適当であること、ii) A市では、「国民健康保険税の所得申告書は郵送でも提出可能であるが、減免申請手続は、市役所の国民健康保険係の窓口で行う必要がある。」としていること、iii) 申立人の姉は国民健康保険税の減免申請手続を毎年行っていたと証言していることから、申立人の国民健康保険税が免除されている期間に係る減免申請手続は、該当年度ごとに手続を行う方法により行われていたものと考えるのが合理的であり、A市では「国民健康保険税の減免申請は、該当年度の賦課決定がされた後に受け付けることができ、賦課決定の時期は毎年7月中旬頃である。同月中の申請について減免が認められれば、1期分から減免対象となる。」とも回答していることから、14年度から16年度までの申立人の国民健康保険税の減免申請手続は、それぞれ平成14年7月、15年7月及び16年7月に市役所で行われたものと推認される。

また、申立人の国民年金の免除申請手続を行ったとするその姉は、「国民年金保険料の免除申請手続の窓口は、国民健康保険税の減免申請手続の窓口と異なっており、一階違いであったので、階段を利用した記憶がある。」と明確に述べており、これは、申立期間当時の実際のA市役所の位置関係と一致している上、同市が、「当時、国民健康保険税の減免手続を行った者に対しては、国民年金の免除申請手続についても案内していたと思われる。」としていることや、申立期間前の期間については国民年金の申請免除期間となっていることなどを勘案すると、申立人の姉が、平成14年7月、15年7月及び16年7月に申立人の国民健康保険税の減免申請手続を行っておきながら、国民年金保険料の免除申請手続を行わなかったとするのは、むしろ不自然である。

さらに、国民年金保険料の申請免除については、その前年の所得が免除基準に該当していなければ承認されないところ、当時の国民健康保険税の所得申告状況などからも、申立人には所得が無かったことが確認できる上、住民票によると当時申立人は単身世帯の世帯主であり、国民年金保険料連帯納付債務者もないことから、平成14年度から16年度までの期間について国民年金保険料の全額免除基準に該当していたものと判断でき、それぞれの年度の7月に免除

申請の手続を行っていたとすると、申立期間のうち、平成 14 年 6 月から 17 年 6 月までの期間について、免除が承認されていたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 4 月及び同年 5 月については、申立人の姉は国民健康保険税の減免申請の手続をした以外の日国民年金の免除申請の手続を行っていないと述べており、同年 7 月に免除申請手続を行った時点では遡及して免除することができない期間である。

また、申立期間のうち、平成 17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間については、17 年 7 月以降でなければ免除申請手続を行うことができないが、申立人の姉は、その頃は申立人の介護などに専念していたため、しばらくは国民年金保険料の免除申請手続を行っていなかったと述べている上、平成 18 年度の免除申請手続は 19 年 3 月に行われており、18 年 7 月まで遡って申請免除期間とされていることから、申立期間のうち、17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間の免除申請手続は行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち平成 14 年 4 月、同年 5 月及び 17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間について、国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 6 月から 17 年 6 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 50 年 9 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 52 年の夏から秋頃、社会保険事務所（当時）の職員だった知人から、私が国民年金に加入しておらず、このままでは年金が支払われないとアドバイスを受け、そのことを知った私の父親が、私の 20 歳到達月まで遡って国民年金保険料を納めてくれたと思う。

申立期間②についても、自分で納めたのか、父親が納めたのか、はっきりとは覚えていないが、前後の期間の国民年金保険料は納付しているので、この期間も納めたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日等から判断して、昭和 52 年 12 月頃に行われたものと考えられる。

このため、申立期間②については、昭和 52 年 12 月以降、53 年 7 月までであれば、過年度保険料として国民年金保険料の遡及納付が可能であるところ、当該記号番号に係る特殊台帳の記録から、申立人は、52 年 12 月に、その時点で遡及可能な 50 年 10 月まで遡及した上で、同年同月から申立期間②直前の 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、昭和 52 年度の保険料も、納付日は不明であるものの現年度納付されていることから、遅くとも 53 年 4 月までには納付されたものと考えられ、申立人が、国民年金加入手続後、申立期間②の保険料の遡及納付が可能な期間において、遡及納付を複数回行っている状況が見受けられる。

以上の状況に加えて、申立期間②が 12 か月と短期間であることや、国民年

金加入後の期間について、申立期間②を除き 60 歳到達前月まで国民年金保険料を全て納付していることなどを勘案すると、申立期間②の保険料についても納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①は、申立人の国民年金加入手続が行われた昭和 52 年 12 月の時点では、全て時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立期間①について、申立人自身は国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界していることから、保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料納付を行う契機となったとしている申立人の知人に聴取したものの、同人は、申立人に国民年金加入等に係る具体的な助言を行った記憶は無いとしている上、ほかに同人から申立内容を裏付けるような供述を得ることもできなかった。

加えて、申立期間①について、申立人又は申立人の父親が、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 5 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 5 年 1 月まで

私は、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間の昭和 62 年 4 月から平成 5 年 1 月までの期間の国民年金保険料を、自宅まで訪問徴収に来ていた同一の職員に納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅まで訪問徴収に来ていた同一の職員に納付していたとしているが、申立期間当時、申立人が居住した市では、戸別訪問による国民年金保険料の徴収は行っていないとしており、申立人の主張と相違している。

また、申立期間の状況を知っている者として申立人から名前が挙がった申立人の知人に、当時の納付状況を聴取したが、申立期間の国民年金保険料の納付に関する具体的な証言は得られず、同人の証言から申立期間の保険料の納付が行われていたことを推測することは困難である。

さらに、申立人が申立期間に居住した市及び現在居住する市の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。